

「しが介護現場革新アドバイザー」認定要綱

(目的)

第1条 県内の介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）を対象に、『生産性向上に資するガイドライン』等の国が示すガイドラインに基づき、介護現場における業務改善等にかかる助言や支援を行う「しが介護現場革新アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」を認定することで、介護職員の負担と質の高いケアを実現する介護現場革新を円滑かつ効率的に推進することを目的とする。

(認定要件)

第2条 アドバイザーは、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。なお、要件の確認は、参考様式（参考様式第1号および第2号）またはそれに該当する資料等により行う。

(1)経験要件

アまたはイのいずれかを満たす者で且つ滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会からの推薦を受けること。

ア 国が示すガイドラインに記載された7つの取組の内、3つ以上の取組を自ら(所属する事業所において、プロジェクトリーダー等の中心的立場で)実施したことがあること。

イ 国が示すガイドラインに則り、自らが在籍する事業所以外で、2事業所以上の業務改善支援を実施したことがあること。

(2)スキル要件

滋賀県介護現場革新サポートデスク(以下「サポートデスク」という。)において実施するアからウのすべての研修を修了すること。

なお、2期以上推薦を受け、アドバイザーを担う場合、アの研修の受講を2期以降、免除することができる。

ア 『生産性向上に資するガイドライン』(国が示すガイドライン)について

イ 『推進スキル研修手順書』、『生産性向上の取組を支援・促進する手引き』(国が示すガイドライン)およびケーススタディについて

ウ 介護ロボットICTの活用基礎について

(認定期間)

第3条 アドバイザーの認定期間は、認定日から当該認定日が属する年度末までとする。

(認定)

第4条 知事は、第2条に定める要件を満たす者の同意を「アドバイザー」認定同意書（別紙様式第1号）により確認し、アドバイザーとして認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定した場合は、アドバイザー認定証（別紙様式第2号）を交付する。また、アドバイザーが滋賀県内の事業所に在籍する場合には、アドバイザー在籍事業所証（別紙様式第3号）を併せて交付する。

3 知事は、アドバイザーの氏名、在籍する法人名および在籍する事業所名等について、サポートデスクへ情報提供するものとする。

(活動等)

第5条 アドバイザーは、県やサポートデスク等の求めに応じて、『生産性向上に資するガイドライン』等の国が示すガイドラインに基づき、介護現場における業務改善等にかかる助言や支援を行うこととする。

2 なお、前項に定める活動を行ったアドバイザーは、その活動報告を県やサポートデスク等に行うこととする。

(変更の届出)

第6条 アドバイザーは、在籍する法人名・事業所名やその所在地等、認定事項に変更があった場合は、「アドバイザー」認定事項変更届(別紙様式第4号)により、速やかに知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 知事は、アドバイザーが以下に該当する場合は認定を取り消すとともに、その旨を通知するものとする。

(1) アドバイザーまたはアドバイザーが在籍する法人・事業所等(以下「アドバイザー等」という。)から辞退の申し出があったとき。

(2) アドバイザー等が認定の要件を欠いたとき。

(3) アドバイザー等が法令違反や社会通念上、不適切な行為があったと認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。